

健発 0329 第 1 号
令和 4 年 3 月 29 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の改正について

日頃より、難病対策行政及び小児慢性特定疾病対策行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 3 月 29 日付けで公布された「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部を改正する件」(令和 4 年厚生労働省告示第 102 号)により、「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」(平成 26 年厚生労働省告示第 475 号。以下「告示」という。)の一部が改正され、令和 4 年 4 月 1 日から適用されることとなったところです。

その主たる内容は下記のとおりですので、内容について十分御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、関係者等に対し周知を図っていただくなど、改正告示の円滑な適用について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

近年の医学の進歩により、症状が顕在化する前に投与することで治療効果が期待される薬剤が保険収載されている状況を踏まえ、症状が顕在化していない場合であっても、一定の場合には、必要な治療を医療費助成の対象とするため、必要な措置を講じたもの。

第 2 改正の内容

告示の疾患群ごとに設けられた疾病の状態の程度の備考に、「疾病の状態の程度に定め

る症状を呈していない者に対する治療（保険診療として行われるものに限る。）を行う場合であって、当該治療が当該症状を呈すると予測される者に対して行う治療として保険適用されている場合は、疾病の状態の程度を満たすものとする。」と規定したこと。

なお、第八表の備考については規定を不要としたこと。

第3 適用期日

令和4年4月1日

以上